



## 安全データシート (SDS)

### 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
 東京都中央区日本橋本町4-3-8  
 担当  
 TEL(03)3270-2701  
 FAX(03)3270-2720  
 緊急連絡 同上  
 改訂日 2019/07/01  
 SDS整理番号 16067359

製品等のコード : 1606-7359、1606-7389

製品等の名称 : Aベンジン

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
 溶剤、洗淨剤 など



### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性  
 引火性液体

: 区分2

健康に対する有害性

皮膚腐食性・刺激性

: 区分2

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性

: 区分2A

生殖毒性

: 区分2

特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)

: 区分3 (麻酔作用)

特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)

: 区分3 (気道刺激性)

特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)

: 区分1 (中枢神経系、末梢神経系)

引火性呼吸器有害性

: 区分1

環境に対する有害性

水生環境急性有害性

: 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

強い眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

眠気又はめまいのおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系の障害

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

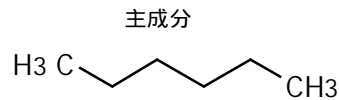
容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。



ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 環境への放出を避けること。

## 【応急措置】

飲み込んだ場合：無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

## 【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

## 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

## 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	混合物 (n-ヘキサン約60%、構造異性体約40%の混合物) 構造異性体としては、2-メチルペンタン、3-メチルペンタン、2,2-ジメチルブタン、2,3-ジメチルブタンなど)
化学名	:	Aベンジン
成分及び含有量	:	主成分 n-ヘキサン、約60%
化学式及び構造式	:	C <sub>6</sub> H <sub>14</sub> 、CH <sub>3</sub> (CH <sub>2</sub> ) <sub>4</sub> CH <sub>3</sub> 、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	86.18
官報公示整理番号	:	(2)-6
	化審法	公表化学物質(化審法番号を準用)
	安衛法	
CAS No.	:	110-54-3
危険有害成分	:	n-ヘキサン ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 520 表示対象物 政令番号 520 危険物・引火性の物 有機則 第2種有機溶剤 作業環境測定基準 作業環境評価基準 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-392(60%) ・消防法 危険物第4類引火性液体、第一石油類 非水溶性

## 4. 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに大量の水と石鹼で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
飲み込んだ場合	:	口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせてはいけぬ。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状：		中毒症状、末梢神経障害及び中枢神経系の抑制、食欲の減退、

- 筋肉の衰弱、運動機能障害、めまい、眠気、のどの刺激、口内、食道、胃の粘膜の刺激、嘔吐、目のかすみ、下痢、皮膚の刺激、脱脂、眼への刺激性、痛み、充血  
 繰返しばく露により、皮膚の乾燥、ひび割れ及び炎症
- 最も重要な兆候及び症状：誤飲した時、胃粘膜を刺激し嘔吐することがある。本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り、高熱が出て出血性肺炎を引き起こし致命的となる可能性がある。
- 医師に対する特別注意事項：症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的な経過観察が必要である。必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。火気に注意する。

## 5. 火災時の処置

- 消火剤：本製品は可燃性、引火性である。  
 粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧  
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤：棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。）
- 特有の危険有害性：引火性が極めて高い。  
 極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
 常温では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
 本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性がある。  
 加熱により容器が爆発するおそれがある。  
 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法：火元への燃焼源を遮断する。  
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項：河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
- 回収、中和：乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。  
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策：事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
 周辺の発火源を速やかに取除く。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
 技術的対策：裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
 極めて引火しやすいので、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。  
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上を貯蔵する時は、消防法の規定に従った危険物倉庫に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）を貯蔵する時は、最寄の消防署に届出を行い、消防法規定に従った届出倉庫に保管する。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
 炎、火花または高温体との接触を避ける。

局所排気・全体換気	: 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。 蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
安全取扱い注意事項	: すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。
接触回避 保管 技術的対策	: 炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管条件	: 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽々な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
混触危険物質 容器包装材料	: 直射日光や高温を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 施錠して保管する。 危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。 酸化剤 ガラスなど。 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレングム× クロロブレンゴム(ネオブレン) ニトリルゴム プチルゴム×  
天然ゴム× シリコンゴム× フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン× ABS ポリエチレン× ポリプロピレン  
ナイロン アセタール樹脂・アクリル樹脂 ポリカーボネート ガラス

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 40ppm (ヘキサンとして)
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	
日本産衛学会(2018年版)	40ppm 140mg/m3 皮膚吸収性あり(ヘキサンとして)
ACGIH(2018年版)	TLV-TWA 50ppm 皮膚吸収性あり(ヘキサンとして)
設備対策	: 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。 静電気放電に対する予防措置を講ずる。 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
手の保護具	: 保護手袋を着用する。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。 ネオブレン製が推奨される。
眼の保護具	: 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

【本製品のデータがないため、n-ヘキサンのデータを適用】

物理的状態、形状、色など: 揮発性の無色液体  
臭い: 特異臭

pH	: データなし
融点	: -95
沸点	: 約69
引火点	: -22 (密閉式)
爆発範囲	: 下限 1.1vol%、上限 7.5vol%
蒸気圧	: 17 kPa(20 )
蒸気密度(空気 = 1)	: 3.0
密度	: 約0.66 g/cm <sup>3</sup> (20 )
溶解度	: 水にほとんど溶けない(0.0013g/100mL、20 )。 エタノール、アセトン、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。 ヘキサン、ベンゼン等の多くの有機溶媒と任意の割合で混和する。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = 3.9
自然発火温度	: 225
分解温度	: データなし
粘度	: 0.3117mPa・s (20 ) 動粘性率; 20.5mm <sup>2</sup> /s以下

## GHS分類

引火性液体	: 本品の引火点は-22 (密閉式)、かつ沸点は約69 であり また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級II (国連番号1208)であることから、区分2とした。 引火性の高い液体および蒸気(区分2)
-------	---

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と混触すると、発熱、発火する。 流動、攪拌などにより静電気が発生し、引火爆発することがある。 多くのプラスチック、ゴムを侵す。
避けるべき条件	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源
混触危険物質	: 酸化剤
危険有害な分解生成物	: 火災などの熱分解で、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。

## 11. 有害性情報

## 【本製品のデータがないため、n-ヘキサンのデータを適用】

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 25000mg/kg、28700mg/kg、32400mg/kg、15800mg/kg 〔EHC 122 (1991)〕 上記データより計算し、19634mg/kg から区分外とした。 経皮 5mL/kg (換算値3297mg/kg) でウサギに死亡がみられた〔PATTY (5th, 2001)〕との記述があるが、詳細な情報はなく、データ不足のため 分類できないとした。 吸入(蒸気) ラット LC50 77000ppm/1H (換算値: 135.46mg/L/4H) 吸入(蒸気) ラット LC50 74000ppm/4H (換算値: 260.36mg/L/4H) 〔EHC 122 (1991)〕 吸入(蒸気) ラット LC50 48000ppm (換算値: 168.88mg/L) 〔環境省リスク評価第1巻(2002)〕 上記データより計算したところ、計算値がこれらのデータの最低値より 小さいため、135.46mg/L/4Hを採用した。 以上のことから、区分外とした。 吸入(ミスト) データがないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギの皮膚に半閉塞適用24時間後に軽度の刺激性(slight irritation) が認められた〔DFGOT vol.14 (2000)〕。ヒトでは閉塞適用1~5時間後に 紅斑、5時間後に水疱形成も見られ、1.5 mLを前腕部皮膚に適用後ヒリ ヒリ感と灼熱感および一過性の紅斑を認めた〔DFGOT vol.14 (2000)〕。 さらに、EU分類でXi、R38に分類されている(EU-CLP, Annex I (Access on July 2005))ことを考慮に入れ、区分2とした。 皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷	: 眼刺激性: 環境省リスク評価のヒトばく露例で眼への刺激性が認められ るとの記述、及びウサギで軽度な刺激性が認められた〔DFGOT vol.14 (2000)〕ことから、区分2Aとした。 強い眼刺激(区分2A)
呼吸器感作性	: 情報なし
皮膚感作性	: ボランティア25例を対象とした皮膚感作性試験(Maximization test)で 感作性が認められなかったとする陰性結果(DFGOT vol.14 (2000)): WHO (World Health Organization) (1991) n-Hexane, IPCS - Environmental health criteria 122, WHO, Genf.)はあるが、本報告のみでは感作性が ないことの確かな証拠とするには不十分であると判断し、 分類できないとした。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。

- マウスの吸入ばく露による優性致死試験（生殖細胞 in vivo 経世代変異原性試験）で陰性〔DFGOT vol.14 (2000)、ATSDR (1999)〕、マウスに吸入ばく露による赤血球を用いる小核試験〔ATSDR (1999)〕、マウスおよびラットに吸入ばく露による骨髄細胞を用いる染色体異常試験（体細胞 in vivo 変異原性試験）〔DFGOT vol.4 (1992)〕でいずれも陰性結果であった。
- また、ラットの生殖細胞および骨髄細胞を用いた in vivo 染色体異常試験で陽性の報告もされているが、試験に方法論的欠陥があり染色体異常誘発の証拠とは見なせないと述べられている（DFGOT vol.14 (2000)）。また、in vitro 変異原性試験として、Ames試験〔EHC 122 (1993)、ATSDR (1999)〕、5178Y細胞を用いたリンフォーマッセイ〔EHC 122 (1991)〕、CHO細胞を用いた染色体異常試験〔DFGOT vol.4 (1992)〕などで陰性の報告がある。
- 発がん性** : ラットおよびマウスに2年間吸入ばく露による発がん性試験（GLP準拠）において、ラットでは雌雄どの部位にも腫瘍発生頻度の増加は見られなかった（DFGOT vol.14 (2000)）が、マウスの雌で肝細胞腫瘍（主に腺腫）の発生頻度の有意な増加が認められた（DFGOT vol.14 (2000)）。しかし、このデータのみでは分類に不十分であり、他の評価機関による既存分類もなく、分類できないとした。
- 生殖毒性** : ラットを用いた吸入ばく露による二世代生殖試験において、2世代とも親動物（F0およびF1）の性機能および生殖能に障害を起こさなかった（DFGOT vol.14 (2000)）が、ラットに500～1500 ppmを妊娠期間中の吸入ばく露により吸収胚率の増加（EHC 122 (1991)）、ラットに5000 ppmを妊娠6～17日に吸入ばく露により同腹生存仔数の用量依存的に有意な減少（ATSDR (1999)）がそれぞれ母動物の体重増加抑制とともに認められたとの試験結果がある。また、EUフレーズはR62、MACはCに区分している。以上のことから区分2とした。
- なお、一方でラットに1000 ppmを妊娠8～16日の吸入ばく露が吸収胚率の増加にはつながらなかったとする報告（EHC 122 (1991)）もある。生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い（区分2）
- 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）** : ヒトのボランティアを用いた吸入試験でめまい、職業ばく露において傾眠が見られた報告（EHC 122 (1991)）があり、また、ラットまたはマウスを用いた吸入ばく露試験で認められた症状として、運動失調、協調欠如、鎮静、麻酔の記載がある（EHC 122 (1991)、PATTY (5th, 2001)）ことから区分3（麻酔作用）とした。一方、ヒトで吸入ばく露後、咽喉または上気道の刺激を起こした、あるいは起こし得るとの記述（ACGIH (7th, 2001)、PATTY (5th, 2001)）、かつ、マウスに吸入ばく露により気道刺激が観察されたとの報告（PATTY (5th, 2001)）に基づき区分3（気道刺激性）とした。
- 眠気又はめまいのおそれ（区分3）  
呼吸器への刺激のおそれ（区分3）
- 特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）** : 本物質の職業ばく露により多発性神経障害、末梢性神経障害、多発性神経炎の発症を示す数多くの報告がある（環境省リスク評価第1巻（2002）、EHC 122 (1991)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.14 (2000)、PATTY (4th, 1994)、ATSDR (1999)）。また、本物質のばく露を受けたヒトを対象とした疫学研究も繰り返し実施され、その多くがばく露とこれらの有害影響との関連を認める結果となっている（環境省リスク評価第1巻（2002）、産衛学会勧告（1993）、DFGOT vol.14 (2000)、ATSDR (1999)）。以上のヒトの症例報告と疫学研究の結果に基づき区分1（中枢神経系、末梢神経系）とした。なお、動物試験ではラットに反復吸入または経口ばく露による所見として、末梢神経障害、神経行動学的影響、脛骨神経の軸索変性、後肢脱力、神経伝達速度低下などが記録され（PATTY (5th, 2001)、EHC 122 (1991)、DFGOT vol.14 (2000)）、その多くがヒトの症状と共通している。
- 吸引性呼吸器有害性** : 長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系の障害(区分1)  
炭化水素であって、かつ40 での動粘性率が20.5mm<sup>2</sup>/s以下であることから吸引性呼吸器有害性があるとした(区分1)。  
ラットでAspirationにより化学性肺炎が認められたとの記述もある〔DFGOT vol.4 (1992)〕。  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ（区分1）

## 12. 環境影響情報

【本製品のデータがないため、n-ヘキサンのデータを適用】

水生環境急性有害性：  
甲殻類 オオミジンコ LC50 = 3.88mg/L/48H（EHC 122, 1991）  
から、区分2とした。

- 水生環境慢性有害性: 水生生物に毒性(区分2)  
急速分解性があり(BODによる分解度:100%(既存化学物質安全性点検データ)、かつ生体蓄積性が低いと推定される(log<sub>kow</sub>=3.9)(PHYSPROP Database、2005))ことから区分外とした。
- オゾン層への有害性: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
(参考) 燃焼法  
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉(おが屑)等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラパー付き焼却炉の火室で焼却する。
- 汚染容器及び包装: 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 128

## 国際規制

海上規制情報( IMO/IMDGコードの規定に従う)

UN No. : 1208  
Proper Shipping Name : HEXANES  
Class : 3 (引火性液体)  
Sub risk : -  
Packing Group : II  
Marine Pollutant : No (非該当)  
Limited Quantity : 1L

航空規制情報( ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1208  
Proper Shipping Name : Hexanes  
Class : 3  
Sub risk : -  
Packing Group : II

## 国内規制

陸上規制情報( 消防法、道路法の規定に従う)

海上規制情報( 船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1208  
品名 : ヘキサン  
クラス : 3  
副次危険 : -  
容器等級 : II  
海洋汚染物質 : 非該当  
少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報( 航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1208  
品名 : ヘキサン  
クラス : 3  
副次危険 : -  
等級 : II  
少量輸送許容量 : 1L

- 特別の安全対策: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。  
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。  
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある。

ある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

## 15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第27号「ヘキサンを1%以上含有するもの」)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第520号「ヘキサンを0.1%以上含有するもの」)  
(別表第9)  
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
第2種有機溶剤等「ノルマルヘキサンを5%超含有するもの」  
(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
作業環境測定基準、作業環境評価基準「ノルマルヘキサン」
- 化審法 : 優先評価化学物質 No.3「n-ヘキサン」(官報公示日：2011/04/01)  
評価対象；人健康影響  
旧第二種監視化学物質 No.1011「n-ヘキサン」  
(官報公示日：2010/04/01)
- 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) :  
・分類 「第1種指定化学物質」  
・政令番号 「1-392」  
・物質名称 「ノルマル-ヘキサン」
- 消防法 : 危険物第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 指定数量200L  
危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
- 航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質「ヘキサン」(施行令別表第1)
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質(政令番号：中環審第9次答申の207)  
「ヘキサン(別名：n-ヘキサン)」
- 水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)  
「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」  
【排水基準】160mg/L以下(日間平均120mg/L以下)  
(注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
- 輸出貿易管理令 : 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品  
HSコード(輸出統計品目番号、2019年4月1日版)：2901.10-000  
「非環式炭化水素-飽和のもの」

## 16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

- 参考文献 :
- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ                                    | 化学工業日報社                    |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ   | 化学工業日報社(2007)              |
| 化学物質の危険・有害便覧  | 中央労働災害防止協会編                |
| 化学大辞典   | 共同出版                       |
| 安衛法化学物質   | 化学工業日報社                    |
| 産業中毒便覧(増補版)   | 医歯薬出版                      |
| 化学物質安全性データブック   | オーム社                       |
| 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)   | 三共出版                       |
| 化学物質の危険・有害性便覧   | 労働省安全衛生部監修                 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM |                            |
| GHS分類結果データベース   | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報  | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP   |

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。